

海洋生物多様性保全戦略について

環境省自然環境局自然環境計画課

1. 背景

海洋の生物多様性について、サンゴ礁などの豊かな生態系の劣化や水産資源の世界的な減少が指摘されており、近年では気候変動による影響も懸念されている。CBD-COP10においても、海洋保護区の設定及びネットワークの形成推進などが決議された。

また、我が国の海洋基本計画においては、海洋生物多様性保全のため海洋保護区のあり方の明確化と設定の推進を図るとしている。

これらを踏まえ、生物多様性国家戦略2010では、海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するための基本的な方針などをまとめた「海洋生物多様性保全戦略」を策定することとしている。

2. 目的

海洋生物多様性保全戦略は、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本的な考え方と施策の方向性を示す。

3. 策定経緯

平成22年7月～平成23年3月にかけて、「海洋生物多様性保全戦略有識者検討会」を5回開催し、戦略案の検討を行った。

平成22年

7月 9日 第1回専門家検討会（戦略の構成、論点）

8月 27日 第2回専門家検討会（戦略素案の検討）

10月 1日 第3回専門家検討会（中間とりまとめ）

12月 24日 第4回専門家検討会（CBD-COP10結果反映）

平成23年

1月 20日～2月 10日 パブリックコメント

（意見提出数38件（個人20、団体18）、延べ意見数247件）

3月 1日 第5回専門家検討会（戦略のとりまとめ）

3月 29日 「海洋生物多様性保全戦略」策定

4. 総合海洋政策本部の下での「我が国における海洋保護区の設定のあり方について」の検討

海洋基本計画(平成20年閣議決定)の中の「関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」という部分に基づき、海洋保護区に関する関係府省検討会を開催。検討結果が平成23年5月27日の総合海洋政策本部会合において環境大臣より報告され、了承された。

了承された内容は、以下のとおり。

- 海洋生物多様性保全戦略において示された定義を踏まえ、海洋保護区に該当する既存の制度を整理(海洋生物多様性保全戦略の資料集で示したものと同内容)
- 既存の制度のカバー率(国家管轄権内海域の約8.3%)を算定
- CBD-COP10において決定された愛知目標(目標11:沿岸域・海域の10%の保護区化)を念頭に置き、既存制度の活用による海洋保護区の設定推進を図ることを明記

<参考>

総合海洋政策本部:

本部長:内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官、海洋政策担当大臣

本部員:本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

関係府省連絡会議参加府省:

内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省(水産庁、林野庁)、経済産業省(資源エネルギー庁)、国土交通省、環境省、防衛省

海洋生物多様性保全戦略の概要

第1章背景

海洋の生物多様性保全に対する関心の高まりを受け、「生物多様性基本法」による「生物多様性国家戦略2010」に基づき、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」も踏まえて、環境省が策定する戦略。

第2章目的

海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、
海洋の生態系サービス(海の恵み)を持続可能なかたちで利用すること

本保全戦略は、この目的に向け海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について
基本的な視点と施策を展開すべき方向性を示す

第3章海洋の生物多様性及び生態系サービス

～私たちの「いのち」と「暮らし」を支える海洋の生物多様性～

我が国が非常に豊かな生物多様性

・広い気候帯、複数の寒暖流、多くの島々、複雑な海岸線・海底地形(海溝、海山等)などの要素が多様な海洋環境を形成。藻場、干潟、サンゴ礁、汽水域などの多様な生態系を持つ。

健全で豊かな生態系から得られる 「生態系サービス」

- | | |
|------------------------|----------|
| ・魚介類などの食料 | ・精神的な安らぎ |
| ・薬品などに活用される遺伝資源 | ・水質の浄化 |
| ・ダイビングや潮干狩りなどのレクリエーション | ・気候の安定 |
| | ・栄養塩の循環 |

現状と課題：人間活動による生物多様性の劣化及び生態系サービスの低下

第4章基本的視点

- 生物多様性と生態系サービスの価値から海洋生物多様性の重要性を認識
- 生物や物質の陸と海とのつながり及び近隣諸国との連携を意識した海洋の総合的管理
- 生態系の構造と機能、影響要因を踏まえた我が国の管轄海域の特性に応じた対策
- 多様な主体が連携して取り組んできた自主的な管理等の地域の知恵や技術を生かした効果的な取組
- 生物多様性保全の有効な手段のひとつとしての海洋保護区

[定義]海洋保護区：海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

第5章施策の展開

1. 情報基盤の整備

生物多様性の保全上重要度の高い海域の抽出等科学的な情報及び知見の充実

2. 海洋生物多様性への影響要因の解明とその軽減政策の遂行

変更、海洋環境への汚染負荷、漁業資源管理と漁場環境保全、外来種、気候変動等に対する対応

3. 海域の特性を踏まえた対策の推進

沿岸域と外洋域などの海域の特性の違いを踏まえた保全及び持続可能な利用の推進

4. 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進

管理の充実と評価手法の検討、海洋保護区設定とネットワーク化の推進

5. 社会的な理解及び多様な主体の参加の促進

普及広報、地域の主体的活動への支援、様々な主体の協働と連携の推進

海洋保護区に該当すると考えられる我が国の既存の制度等

①自然景観の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然公園 (自然公園法)	傑出した自然の風景地を保護し、その利用を増進する	主として埋立などの開発規制(普通地域:届出制、海域公園地区:許可制・採捕規制を行う区域もある)。なお、汽水域では特別地域(許可制)の設定がありうる。
自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特別措置法)	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜池等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制(府県への届出制)

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然環境保全地域 (自然環境保全法)	保全が特に必要な優れた自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制(普通地区:届出制、海域特別地区:許可制・採捕規制を行う区域もある)。
鳥獣保護区 (鳥獣保護法)	鳥獣の保護	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区 (種の保存法)	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制(届出制)。管理地区では開発規制(許可制)のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。
天然記念物 (文化財保護法)	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為(許可制)

③水産動植物の保護培養等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
保護水面(水産資源保護法)	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制(許可制)、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域 (海洋水産資源開発促進法)	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制(知事又は農林水産大臣への届出制)。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制等。
(各種根拠制度)		
採捕規制区域(漁業法及び水産資源保護法)、資源管理規程の対象水面及び組合等の自主的取組(水産業協同組合法)		
共同漁業権区域 (漁業法)	漁業生産力の発展(水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等)等	漁業権行使規則(知事認可)等による水産動植物の採捕規制(区域、期間、漁法、隻数等)。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。